

広島県告示第五百十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年五月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

三原市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間		実施場所
令和七年七月一〇日	午前一〇時三〇分～午後〇時	JAひろしま久井支店	
	午後一時三〇分～午後二時三〇分	JAひろしま久井アグリセンター	

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和七年七月一〇日～ 令和八年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会